孤児著作物の一定の適法利用に関する欧州議会・閣僚理事会 指令案

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Certain Permitted Uses of Orphan Works

長塚真琴

Makoto Nagatsuka

Email: ngtk@dokkyo.ac.jp

EU(欧州連合)で2011年5月24日、「孤児著作物の一定の適法利用に関する欧州議会・閣僚理事会指令案」が採択された。孤児著作物とは、その著作権者と連絡不能である著作物をいう。指令案が目指すのは、EU 加盟国の1つで図書館等が権利者の入念な探索をすれば、その図書館等が公益の実現のために、孤児著作物を無償で電子データベースに収録し、無償でEU 全域における公衆の閲覧に付すことが適法となるよう、EU 加盟国の法制を統一することである。指令案は、EU が推進する電子図書館 Europeana に、孤児著作物を適法に収録するための方策として提案されている。

This article is to present the "Proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on certain permitted uses of orphan works" adopted at 24th may 2011. An orphan work means a work whose rightholders are out of contact. The Proposal aims to harmonize laws of EU member states for the legalization of free digital reproduction and free online distribution of orphan works by certain libraries and similar institutions for the public benefit, on condition that they carry out a diligent search of rightholders. The Proposal is made to achieve legal collections of orphan works in the European digital library "Europeana".



^{*:} 獨協大学法学部

1. はじめに一電子図書館と孤児著作 物一

電子図書館は、コンピュータやネットワークの教育利用の重要な一例である。それは書籍や新聞等の著作物を利用して構築され、運用される。日本法を前提にすると、著作物利用行為として具体的になされるのは、電子的な複製(著作権法2条1項15号)と、複製物の自動公衆送信(同条項7号の2、9号の4、9号の5)である。そして、著作物を利用する者は事前に著作権者の許諾を得なければならないというのが、著作権法の原則である(同法21条、23条)」。

しかし、孤児著作物については、この許諾の得ようがない。孤児著作物とは、例えば、そもそも著作者が誰かさえわからなかったり、死亡した著作者の遺族の所在がつかめなかったりする著作物のことをいう²。それは多くの場合、公表から長期間が経過した著作物である。適法利用のためには事前の許諾が必要なのに、どこに連絡していいかさえわからないというのは本当に困った事態であり、この問題を著作権法における「ゴルディオスの結び目」と呼ぶ論者もいるほどである³。

ところが、Google の電子図書館サービスである Google ブックス⁴は、2005 年の運用開始直後、協力図書館が所蔵する世界各国の書籍を手当たり次第にスキャンしてウェブ上に公開し、米国や欧州で著作権侵害訴訟を起こされた⁵。そのうち米国における集団訴訟の和解案(著作物利用の事後承諾と引き換えに著作権者に金銭的補償を約束する内容)は、米国で著作権を有する世界中の著作権者が集団に含まれるとの認識の下、2009 年の前半に世界中に広告・通知されて、出版界に衝撃を与えた。Google は大胆にも、利用者が著作権者を探してその許諾を得るという著作権法の原則の転換、

つまり、まず利用し、孤児著作物でないなら著作権者のほうから権利主張をさせ、主張してきた者に金銭的補償をするしくみの導入を試みたのである。田村・前掲注3は、著作権者や出版社は組織的に立法者を動かしうるが個々の著作物利用者はそうでなく、こうした原則転換を立法によって実現するのは難しいことを根拠に、Googleの試みに「セカンド・ベストとしての私的秩序形成という意義」を認める7。果たしてこの試みは、著作者や出版社の団体のみならず、独仏両政府からも猛反発を受けた8。その結果、和解案は2011年3月22日に米国ニューヨーク連邦地方裁判所から承認を拒否され9、Googleの野望は成らなかった。

EU (欧州連合)では、Google ブックスの衝撃もまだ記憶に新しい 2011年5月24日、「孤児著作物の一定の適法利用に関する欧州議会・閣僚理事会指令案」(以下「指令案」)が採択された。本稿では、指令案のフランス語版正文¹⁰をテクストとし、2011年9月28日にパリでおこなわれたAFPIDA (フランス著作権保護協会)の研究会「孤児著作物:指令案、争点、討論」「における議論を参照しつつ、その背景と概要を紹介する。そして、最後に指令案条文と附則の試訳を掲載する。

2. 指令案の背景と概要

2.1 背景

現在、ヨーロッパ中の図書館等で資料の電子化がなされつつあり、そのポータルサイトとしてのEuropeana¹²の構築が進められている。

Europeana は、Google ブックスに対抗してフ

¹ 「法令データ提供システム」のウェブサイトから、最新の条文を参照できる。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

² その外延について、菱沼剛「孤児著作物を巡る議論について」知的財産法政策学研究 15 号 (2007 年) 299 頁以下参照。 http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_1 5/15_7.pdf 指令案における定義は 2.2.3 をみよ。

³ 田村善之「Google Books 和解案と孤児著作物問題」Westlaw ウェブサイト「今週のコラム」第 98 回(2010 年)。 http://www.westlawjapan.com/column/2010/100315/

⁴ http://books.google.com/、http://books.google.fr/など。

⁵ コンテンツに係る知的創造サイクルの好循環に資する法的環境整備に関する調査研究委員会『Google Book Search 事件に係る経過・反響・課題』((財)デジタルコンテンツ協会、2010年)1頁以下[村尾治亮]、27 頁以下[長塚真琴]。 http://www.dcaj.org/report/2009/data/dc_09_05.pdf に掲載されている。

⁶ 田村・前掲注3。

⁷ 同。

⁸ 前掲注5・33 頁以下および37 頁以下[長塚]。独仏両政府の論旨の基底に、文化多様性を担う著作者個人や中小出版社が、著作権のおかげで市場原理による淘汰を免れているという認識があることを繰り返し指摘しておきたい。

http://www.nysd.uscourts.gov/cases/show.php?db=special &id=115

Proposition de directive du parlement européen et du conseil sur certaines utilisations autorisées des oeuvres orphelines, COM(2011) 289 final, 2011/0136(COD). http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0289:FIN:FR:PDF

¹¹ http://www.afpida.org/?p=55 をみよ。AFPIDA は国際著作権法学会(ALAI)のフランス支部である。参加者には大学教員や弁護士もいるが、権利者団体や企業の法務担当者が最も多い。特に出版社の、直接のまたは権利者団体を通じた間接の発言力が大きいように感じられる。AFPIDA 研究会の録音は許されず、議事録も公開されない。本稿で議論を紹介するときも、発言者は特定しないこととする。

¹² http://www.europeana.eu/portal/

ランスで 2005 年初頭に着想された¹³。その後、文化財のデジタル化、オンラインアクセス確保およびデジタル保存に関する 2006 年 8 月 24 日の欧州委員会勧告 2006/585/CE¹⁴等を根拠に構築が進められ、欧州委員会によって 2008 年 11 月から運用されている。それは図書に限らない文化財全般の電子データベースであり、EU 域内の図書館等によって電子化された収集資料データの提供を受けて成り立っている¹⁵。その構築は著作権法を遵守しつつおこなうことが宣言されており、孤児著作物は収録対象から外されている¹⁶。

指令案の提案理由4頁によれば、孤児著作物問 題の解決は、上記の欧州委員会勧告 2006/585/CE に具体的な定めがなく、各国の自由な立法に委ね ることになっていた。しかし現在までに実際に立 法した国はわずかで「、しかもその適用範囲は自国 にとどまっていた(提案理由1頁)。これではい つまで経っても孤児著作物を適法に収録できない。 また、立法がこれからなされるとしても、それが 国ごとに異なっていると、EU 加盟国のどこかで 適法に電子化された孤児著作物であっても、それ 以外の国で電子データを適法に公衆の閲覧に供し うるとは限らなくなる(同4頁)。こうして、フ ランスなどの国から EU レベルでの対応の必要性 が指摘されるに至り、孤児著作物の定義や適法利 用の範囲等を統一する指令の案が出されることと なった。

2.2 概要

指令案は提案理由と本文とに分かれ、本文は、 全23項の前文と、全12条の条文、そして1つの 附則から成っている。以下、その概要を紹介する。

2.2.1 著作物利用者の範囲と著作物の範囲

指令案は、図書館、教育施設、公衆に開かれた 博物館・美術館、史料館、フィルム・アーカイヴ、 公共放送局による、孤児著作物の一定の利用につ いて定めている(1条1項)。すでにみたように、

13 その経緯について詳しくは前掲注5・24頁[長塚真琴]。

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:236:0028:0030:FR:PDF

指令案は、ここに列挙されている諸機関が、その 収集する文化財を電子データベース化しやすくす るために制定された。「公衆に開かれた」以外の 要件はないため、AFPIDAの研究会では、私企業 が博物館等の名の下に参入してくるのではないか との懸念が示されていた。

対象となる著作物もまた、指令案の制定目的を 反映して、限られた範囲にとどまっている。それ はまず、書籍、絵や写真を伴うまたは伴わない雑 誌、新聞その他の文書で、図書館、教育施設、公 衆に開かれた博物館・美術館または史料館による 収集の対象となるもの(1条2項1号)である。 次に、映画または視聴覚の著作物で、フィルム・ アーカイヴによる収集の対象となるもの(1条2 項2号)である。

最後に、2002年12月31日以前に公共放送局により制作された映画、音声、または視聴覚の著作物で、公共放送局のアーカイヴを形成するもの(1条2項3号)が挙げられている。適用範囲が時間的に限定されているのは、公共放送局は立場上、制作する著作物を孤児著作物としないような措置をとれるはずなので、過去はともかく将来にわたって孤児著作物を作らないようにしておくのが望ましいからである(前文8項)。

なお、指令案 11 条には再検討に関する規定がある。そして、再検討事項のうちの1つが、適用対象となる著作物の範囲である。それによれば、欧州委員会は、指令の施行日から1年以内に、かつ、その後は1年ごとに、当指令の適用範囲を、現在その外にある著作物やその他の保護対象物にまで広げるかどうかについてのレポートを提出することとなっている。範囲拡大の検討対象として特に、レコードと、写真その他の画像で単独で著作物として存在するものが挙げられている(11条1項)。

2.2.2 相互承認

指令案の最大の特徴は、EU 全域で、孤児著作物を相互に承認するしくみを導入しようとしていることである。すなわち、1つの加盟国で指令案2条の孤児著作物の定義を満たすと認められた著作物は、その他の全ての加盟国においても、孤児著作物とみなされる(4条)。

指令案の提案理由2~3頁によれば、指令案の 準備は2006年に始まり、2008年からは利害関係 者の意見照会、2009年からは影響分析がおこな われるようになった。この影響分析においては、 (1)現状維持、(2)著作権法に権利制限規定を創設す

¹⁴ JO L 236 du 31.8.2006, p. 28.

http://www.europeana.eu/portal/aboutus_faqs.html

¹⁶ 前掲注 5・26~27 頁[長塚]。

¹⁷ 例えばフランス知的所有権法典 (著作権法はその一部) は、死亡した著作者の権利承継人が不明であったりいなかったりする場合に、著作物を公表する権利の行使について大審裁判所 (日本の地方裁判所に近い) が適当な措置をとりうることを定めているにすぎず (L. 122-9 条)、孤児著作物の利用確保のための規定を有しない。

る、(3)拡大集中管理、(4)集中管理団体による孤児 著作物を対象とした特別のライセンス付与、(5)公 的機関による孤児著作物を対象とした特別のライ センス付与、(6)孤児著作物について採用される国 内法的措置の相互承認という6つの選択肢が検討 された。検討においては、孤児著作物の認定前に 権利者の入念な探索がなされるべきであり、探索 の質は第三者によって検証可能であるべきこと、 一国のみで通用する制度では不十分であること、 制度運用のコストは安くあるべきことが指摘され、 その結果、(6)が最も適当であるとされた。

2.2.3 孤児著作物の定義とその認定

指令案は主要概念について各国法の統一を促している。まず、孤児著作物の定義が統一されている。すなわち、指令案3条に規定する入念な探索をし、それを記録にとどめた後においても、当該著作物の権利者が特定できなかったか、特定できても所在不明であった場合に、当該著作物は孤児著作物となる(2条1項)。なお、1つの著作物に複数の権利者がおり、そのうちの1名が特定され、かつ所在もわかった場合には、その著作物は孤児著作物ではない(2条2項)。AFPIDAの研究会では、2項があるため、孤児著作物と認められる著作物の数は、実際にはそれほど多くはないのではないかという指摘があった。

次に権利者の入念な探索について。指令案1条1項に規定する諸機関(2.2.1 参照)は、著作物の1つ1つについて、権利者の入念な探索が、著作物の種類に応じた適切な情報源を参照しつつおこなわれるよう留意する(3条1項)。

著作物の種類に応じた適切な情報源は、権利者と利用者の協議を経て、各加盟国により決定されるが、その中に何が含まれるかは指令案の附則に定められている(3条2項)。それによると、まず、出版された書籍については(附則1)項柱書)、法定納本(同項(a)号)、現存するデータベースおよびレジストリ、特にARROW(孤児著作物権利情報公開レジストリ)、WATCH(作家・芸術家・権利者データベース)、そしてISBN(国際標準図書番号)((b)号)、最後に、関係する集中管理団体、特に複製権行使を代行する団体のデータベース((c)号)である。

次に、印刷された雑誌(写真やイラストのないもの)や定期刊行物については(附則2)項柱書)、定期刊行物に関する ISSN (国際標準逐次刊行物番号) (同項(a)号)、そして図書館における蔵書およびコレクションの索引および目録((b)号) であ

り、新聞やグラフ雑誌については(附則 3)項柱書)、関係国の出版社団体、著作者団体、ジャーナリスト団体(同項(a)号)、法定納本((b)号)、そして、関係する集中管理団体、特に複製権行使を代行する団体のデータベース((c)号)である。さらに、視覚的著作物、特に、美術、写真、イラスト、デザイン、建築およびこれらの素描その他の著作物で、書籍・雑誌・新聞に掲載されたものについては(附則 4)項)、1)~3)項に列挙された情報源(同項(a)号)の他、関係する集中管理団体(視覚芸術については複製権行使を代行する団体を含む)のデータベースが挙げられる((b)号)。また、必要に応じ、フォトエージェンシーのデータベース((c)号)も情報源となる。

最後に、フィルム・アーカイヴおよび公共放送局による収集の対象となる視聴覚著作物については(附則 5)項)、法定寄託(同項(a)号)、フィルム・アーカイヴおよび国立図書館のデータベース((b)号)、視聴覚資料に関する ISAN(国際標準視聴覚番号)のような、適切な規格と識別子を用いたデータベース((c)号)、関係する集中管理団体、特に、著作者、実演家、レコード製作者、視聴覚著作物製作者を組織する団体のデータベース((d)号)である。

権利者の入念な探索は、著作物が最初に出版または放送された1つの加盟国でおこなわれれば足りる(3条3項)。これは二度手間を避けるためであり(前文15項)、各加盟国が孤児著作物を相互に承認する(2.2.2 参照)以上、当然のことともいえる。そのために、各加盟国は、自国内でおこなわれた入念な探索の結果が、公衆に開かれたデータベースに登録されるように留意する(3条4項)こととなっている。

孤児著作物の権利者が、時間を置いて現れることもないとは限らない。そこで指令案は、各加盟国に、孤児著作物であると認められた著作物の権利者が、いつでもその認定を覆すことができるよう留意を促している(5条)。しかし、その具体的な方策については定められていない。

2.2.4 適法利用の範囲

孤児著作物の適法利用については、指令案の6 条と7条が定めている。

前者は、指令案1条1項に規定する諸機関が、 その使命である公益を実現するための利用に関す る規定であり、各加盟国は、このような利用が適 法となるよう何らかの立法措置を必ずとらなけれ ばならないと考えられる。報酬については指令案 に規定がないが、AFPIDA の研究会の参加者の間では、利用は無償であると了解されていた。

これに対して後者は、諸機関による商業目的等の孤児著作物利用に関する規定であり、このような利用を適法と認めるかどうか自体、加盟国の選択に委ねられている。その一方で、それを適法と認める場合には、指令案5条に従って出現した権利者に、報酬請求権を認めなければならない。以下、それぞれについて詳しくみていく。

まず、各加盟国は、指令案 1 条 1 項に規定する 諸機関が、孤児著作物の以下の利用を許されるよう留意する(6 条 1 項柱書)。その利用とは、孤 児著作物を、指令 2001/29/CE¹⁸ 3 条の意味で¹⁹(公 衆に)提供すること(6 条 1 項(a)号)、そして、 孤児著作物について、デジタル化、(公衆への) 提供、インデックス付け、目録作成、保存または 修復の目的で、指令 2001/29/CE 2 条の意味にお ける複製²⁰をなすこと(6 条 1 項(b)号)である。

しかしながら、指令案1条1項に規定する諸機関は、7条に規定する場合を除き、その使命である公益の実現以外の目的で、孤児著作物を利用してはならない。公益の実現には、特に、その機関が収集する著作物を保存・修復し、文化および教育目的によるそれらへのアクセスを確保することが含まれる(6条2項)。なお、諸機関がその使命である公益の実現のために、孤児著作物の利用について第三者と契約を交わすことは自由である(6条3項)。

最後に、各加盟国は、1条1項に規定する諸機関で、本条1項に従って孤児著作物を利用するものが、自らなした入念な探索の結果を記録に留め、かつ、孤児著作物の利用態様を、公衆にとってアクセス可能な記録に留めるよう留意する(6条4項)。

以上のように公益実現のための利用が適法とされる一方で、各加盟国は、指令案1条1項に規定する諸機関が、それ以外の目的で孤児著作物を利用することを、適法と認めることができる(7条1項本文)。ただし、以下のような条件が付され

ている。

まず、1条1項に規定する諸機関は、自らなした入念な探索の結果を記録に留めなければならず(同項(1)号)、孤児著作物の利用態様を、公衆にとってアクセス可能な記録に留めなければならない((2)号)。さらに、孤児著作物の著作者が、特定されていても所在不明である場合には、利用の度ごとに権利者名を表示しなければならない((3)号)。そして諸機関は、5条に基づき孤児著作物の認定を覆した権利者に対し、利用の報酬を支払わなければならない((4)号)。当該権利者は、報酬請求権を生じさせた行為の日から数えて5年を下回らない範囲で各加盟国が定めた期間が経過するまでの間、4号にいう報酬を請求することができる(7条1項(5)号)。

加盟国は、7条1項に規定する利用許諾の方式を、自由に選択することができる。また、1項5号に規定する期間内に請求のなかった報酬の使途についても、自由に定めることができる(7条2項)。

2.2.5 発効・国内法化・再検討

指令案が指令として成立すると、それは、欧州 共同体官報掲載の翌日に発効する(12条)。そして、 加盟国は、国内法化の日までに、国内法令を指令 に適合させなければならないが(10条1項)、そ れがいつなのかはまだ決まっていない。指令が対 象とする著作物は、国内法化の日に加盟国の著作 権法の保護を受ける著作物である(9条1項)。 指令は特許法その他の工業所有権法や契約法など の既存の法制を変更するものではなく(8条)、 国内法化の日以前に締結された契約や得られた権 利を害するものでもない(9条2項)。

上記(1)でも少し触れたとおり、11 条は指令の 再検討に関する規定である。すでに紹介した点以 外に触れておくと、欧州委員会は、著作権に関す る情報源の変遷を常にフォローすることになって いる(11 条 1 項)。また、同委員会は国内法化の 日から 1 年以内に、電子図書館の発展をふまえた 当指令の適用に関するレポートを、欧州議会、閣 僚理事会、そして経済社会委員会に提出する運び となっている(11 条 2 項)。

3. おわりに

指令案は孤児著作物の簡易な認定と公益目的の 無償利用に道を開くものである。AFPIDAの研究 会の参加者からは、2.2 で指摘した諸点の他、無 償利用しうる孤児著作物と、権利者がわかってい

¹⁸ 情報社会における著作権と関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会および閣僚理事会指令2001/29/CE, JO L 167 du 22.6.2001, p. 10. http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2001:167:0010:0019:FR:PDF

¹⁹ 同条1項によれば、有線または無線による著作物の公衆へのあらゆる伝達で、その中には、個々の者が好きな場所で好きな時間にアクセスできるようにすることを含む。

²⁰ 同条柱書によれば、直接か間接か、一時的か恒久的か、どのような手段および形式によるか、全体か部分かを問わない。

る有償の著作物とが併存する結果、市場が歪められるのではないかという心配、無償で電子化されて閲覧に供されるデータを Google 等の私企業がビジネスに用いる懸念、これは大英図書館の現状を前提にしたその蔵書のデジタル化のための指令案であるという私見、そして、出版社は、過去に出版した作品を孤児著作物にされず、かつ、これから新たに孤児著作物を作らないように、注意を払う必要があること、等も指摘された。AFPIDAの研究会は、指令案に批判的な空気に包まれていた。指令案が指令となるまでの道のりは長いのではないかと思われる²¹。

(資料)

孤児著作物の一定の適法利用に関する欧州議会・閣僚理事会指令案(試訳)

第1条 対象と適用範囲

- 1. この指令案は、図書館、教育施設、公衆に開かれた博物館・美術館、および史料館、フィルム・アーカイヴ、公共放送局による、孤児著作物の一定の利用に関するものである。
- 2. この指令案は、加盟国において最初に出版または放送された以下の著作物に適用される。
 - 1)書籍、絵や写真を伴うまたは伴わない雑誌、新聞その他の文書で、図書館、教育施設、公衆に開かれた博物館・美術館または史料館による収集の対象となるもの。
 - 2)映画または視聴覚の著作物で、フィルム・アーカイヴによる収集の対象となるもの。
 - 3) 2002 年 12 月 31 日以前に公共放送局により制作された映画、音声、または視聴覚の著作物で、公共放送局のアーカイヴを形成するもの。

第2条 孤児著作物

- 1. 孤児著作物とは、3条に則って入念な探索をおこない、それを記録にとどめた後においてもなお、その権利者が特定できなかったか、特定できても所在不明であった著作物をいう。
- 2. 1つの著作物に複数の権利者がおり、そのう

21 脱稿後、指令案に対する 2011 年 10 月 6 日付けの Presidency compromise proposal に接した。 http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/11/st15/st15190 .en11.pdf ちの1名が特定され、かつ所在も判明した場合には、その著作物は孤児著作物ではない。

第3条 権利者の入念な探索

- 1. 孤児著作物該当性の判断に際し、1条1項 に規定する諸機関は、各著作物について、権利者の 入念な探索が、著作物の種類に応じた適切な情報源 を参照しつつおこなわれるよう留意する。
- 2. 著作物の種類に応じた適切な情報源は、権利者 と利用者の協議を経て、各加盟国により決定され、 特に、附則に列挙された情報源を含むものとする。
- 3. 権利者の入念な探索は、著作物が最初に出版または放送された1つの加盟国でおこなわれれば足りる。
- 4. 各加盟国は、自国内でおこなわれた入念な探索の結果が、公衆がアクセス可能なデータベースに登録されるよう留意する。

第4条 孤児著作物性の相互承認

ある加盟国で指令案2条の孤児著作物の定義を 満たすと認められた著作物は、その他の全ての加 盟国において、孤児著作物とみなされる。

第5条 孤児著作物性の終了

各加盟国は、孤児著作物性を認められた著作物の権利者が、いつでも孤児著作物の状態を終わらせることができるよう留意する。

第6条 孤児著作物の適法な利用

- 1. 各加盟国は、指令案1条1項に規定する諸 機関が、孤児著作物の以下の利用を許されるよう留 意する。
- (a) 孤児著作物を、指令2001/29/CE 3条の意味で 提供すること
- (b) 孤児著作物について、デジタル化、提供、イン デックス付け、目録作成、保存または修復の目 的で、指令2001/29/CE 2条の意味における複 製をなすこと
- 2. 1条1項に規定する諸機関は、7条に規定する場合を除き、その使命である公益の実現以外の

目的で、孤児著作物を利用してはならない。公益の 実現には、特に、その機関が収集する著作物を保存・ 修復し、文化および教育目的によるそれらへのアク セスを確保することが含まれる。

- 3. この指令は、前項の諸機関が、その使命である公益の実現のために、孤児著作物の利用について第三者と契約を交わす自由を妨げない。
- 4. 各加盟国は、1条1項に規定する諸機関で、 本条1項に従って孤児著作物を利用するものが、自 らなした入念な探索の結果に関する記録、および孤 児著作物の利用態様に関する公衆にとってアクセス 可能な記録を保持するよう留意する。

第7条 孤児著作物の適法な利用

- 1. 各加盟国は、1条1項に規定する諸機関が、6 条2項に規定された以外の目的で孤児著作物を利用 することを、適法と認めることができる。ただし、 以下の条件に従う。
 - (1) 1条1項に規定する諸機関は、自らなした 入念な探索の結果を記録に留めなければな らない。
 - (2) これらの諸機関は、孤児著作物の利用態様 を、公衆にとってアクセス可能な記録に留 めなければならない。
 - (3) 孤児著作物の著作者が、特定されていても 所在不明である場合には、利用の度ごとに 権利者名を表示しなければならない。
 - (4) 5条に基づき孤児著作物の認定を覆した権利者は、1条1項に規定する諸機関が自らの著作物につきなした利用に対し、報酬を受けるものとする。
 - (5) 当該権利者は、報酬請求権を生じさせた行 為の日から数えて5年を下回らない範囲で 各加盟国が定めた期間が経過するまでの間、 4号にいう報酬を請求することができる。
- 2. 加盟国は、1項に規定する利用許諾の方式を、 自由に選択することができる。また、1項5号に 規定する期間内に請求のなかった報酬の使途につ いても、自由に定めることができる。

第8条 他の法規定の維持

当指令は、他の法規定、特に特許、商標、意匠、 実用新案、半導体回路配置、タイプフェイス、ア クセス条件付きテレビ、有線放送サービスへのア クセス、国有文化資産の保護、法定納本に関する 法的条件、不公正な協調行為および競争行為に対 する権利、営業秘密、個人情報に関する安全・秘 密・保護、プライバシーの尊重、公文書へのアク セス、そして契約上の権利などに関する法規定を 変更するものではない。

第9条 経過規定

- 1. 当指令の諸規定は、1条に規定される全ての著作物のうち、[国内法化の日]に加盟国の著作権法の保護を受けるものに対して適用される。
- 2. 当指令は、 [国内法化の日] 以前に締結された 契約や得られた権利を害することなく適用される。

第10条 経過規定

1. 加盟国は、遅くとも[…]までに、必要な法、政令、および行政の規定を、当指令に適合させなければならない。加盟国は、それらの規定の条文を、当指令との対照表と共に、直ちに委員会に通知する。

加盟国がそれらの規定を採択する際には、それらは当指令への参照を条文中に含むか、あるいは、官報による公表の際に当該参照を伴わなければならない。この参照の方式は、加盟国によって規則で定められる。

2. 加盟国は、当指令が扱う領域における国内法の主要な条文を、委員会に通知する。

第11条 再検討規定

委員会は、著作権に関する情報源の変遷を絶えず 追跡調査する。委員会は、指令の施行日から1年以 内に、かつ、その後は1年ごとに、当指令の適用範 囲を、現在その外にある著作物やその他の保護対象 物にまで広げるかどうかに関し報告書を提出する。 それらには特に、レコードと、写真その他の画像で 単独で著作物として存在するものが含まれる。

遅くとも [国内法化から1年経った日] までに、 委員会は、電子図書館の発展をふまえた当指令の適 用に関する報告書を、欧州議会、閣僚理事会、そし て経済社会委員会に提出する。

委員会は、域内市場を良好に機能させるため等

の必要があるときは、当指令の改正に関する提案 をおこなう。

第12条 発効

当指令は、欧州共同体官報掲載の翌日に発効する。

第13条

当指令は、加盟国に宛てて定められる。

附則

- 3条2項に規定する情報源は、以下の通りである。
- 1) 出版された書籍については、
 - (a) 法定納本、
 - (b) 現存するデータベースおよびレジストリ、特にARROW(孤児著作物権利情報公開レジストリ)、WATCH(作家・芸術家・権利者データベース)、そしてISBN(国際標準図書番号)のレジストリ、
 - (c) 関係する集中管理団体、特に複製権行使を代 行する団体のデータベース。
- 2) 印刷された雑誌 (写真やイラストのないもの) や定期刊行物については、
 - (a) 定期刊行物に関するISSN (国際標準逐次刊行 物番号)、
 - (b) 図書館における蔵書およびコレクションの 索引および目録。
- 3) 新聞やグラフ雑誌については、
 - (a) 関係国の出版社団体、著作者団体、ジャーナリスト団体、
 - (b) 法定納本、
 - (c) 関係する集中管理団体、特に複製権行使を代 行する団体のデータベース。
- 4) 視覚的著作物、特に、美術、写真、イラスト、 デザイン、建築およびこれらの素描その他の著作物 で、書籍・雑誌・新聞に掲載されたものについては、
 - (a) 1)~3)項に列挙された情報源、
 - (b) 関係する集中管理団体(特に視覚芸術については複製権行使を代行する団体を含む)のデータベース.
 - (c) 必要に応じ、フォトエージェンシーのデータ ベース。
- 5) フィルム・アーカイヴおよび公共放送局による 収集の対象となる視聴覚著作物については、
 - (a) 法定寄託、

- (b) フィルム・アーカイヴおよび国立図書館のデータベース、
- (c) 視聴覚資料に関するISAN (国際標準視聴覚番号) のような、適切な規格と識別子を用いたデータベース、
- (d) 関係する集中管理団体、特に、著作者、実演 家、レコード製作者、視聴覚著作物製作者を 組織する団体のデータベース。

(2011年9月30日受付) (2011年12月21日採録)